

鳥羽市監査委員告示 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年 12 月 13 日

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 奥 村 敦

記

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく財務に関する定期監査を主眼とし、あわせて同条第 2 項の規定によるいわゆる行政監査を実施した。

(2) 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政全般について

(3) 監査の実施期間

年 月 日	対 象 箇 所
R1. 6. 25	水道課
R1. 7. 1	消防本部・署、市民課、環境課
R1. 7. 4	監査委員事務局、観光課、建設課
R1. 7. 11	健康福祉課（社会福祉事務所）
R1. 7. 18	農水商工課（農業委員会）
R1. 7. 25	会計課、議会事務局、税務課
R1. 7. 31	定期船課、教育委員会事務局
R1. 8. 1	総務課（公平委員会）、選挙管理委員会
R1. 8. 2	企画財政課

(4) 監査結果の講評日

令和元年 12 月 5 日

2. 監査の主眼及び方法

平成 30 年度の各課等における事業管理、庶務・人事管理、財務・会計管理、財産・物品管理が適正に行われているかを主眼とした。

なお、監査の実施にあたっては、あらかじめ監査に必要な調書の提出を求め、予備審査を行い、関係諸帳簿、書類等を抽出確認するとともに、事務事業の執行状況や疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。また、所属長から時間外勤務等の状況について説明を受けた。

3. 監査の結果

平成 30 年度の各課等における事業管理、庶務・人事管理、財務・会計管理、財産・物品管理は、一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められた。

本監査により確認された事実をもとに、各課等における事項は個別事項として考察を加え、所見を述べることとした。事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略した。監査結果として報告すべき指摘事項、所見の件数は次のとおりである。

課 等 名	指 摘 事 項		所 見	
	是正・改善事項	注 意 事 項	検 討 事 項	努力・要望事項
水 道 課		1		
消 防 本 部 ・ 署				1
市 民 課		1		
環 境 課		1		
監 査 委 員 事 務 局				1
観 光 課	1	1		
建 設 課				1
健康福祉課(社会福祉事務所)	2	1		1
農水商工課(農業委員会)		1		
会 計 課				1
議 会 事 務 局				1
税 務 課				
定 期 船 課		1		
教育委員会事務局(総務・学校)		1	1	1
教育委員会事務局(生涯学習)		1		1
総務課(公平委員会)				1
選 挙 管 理 委 員 会				1
企 画 財 政 課				2
計	3	9	1	12

なお、複数の課でみられる等、全庁的に注意を払うべき事項は「共通事項」として記載したので事務の参考とされたい。今後とも、事務執行にあたる職員一人ひとりが市の公金を扱う職責を十分認識し、漫然と事務処理を行うことなく、より一層の説明責任の向上を目指して透明性の高い事務処理に努められたい。

各対象箇所別の指摘事項・所見は、「個別事項」のとおりであり、各課等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。また、講じた措置については、監査の報告等に係る事務取扱基準第4条第3項に基づき、是正・改善事項については、監査報告日から6月以内、検討事項については、1年以内に報告されたい。

「共通事項」

(1) 時間外勤務について

「働き方改革」の必要性が言われているので、各課等における時間外勤務等の状況について提出を求めたところ、一部職員において時間外の多い状況が確認され、1ヶ月45時間以上又は年間360時間以上に及ぶ職員もあり、係別の時間数においても多少のばらつきが見られた。職員数が減少する一方で業務は増加傾向にある中では、時間外勤務の抑制の効果も出ていることが察せられた。時間外勤務を過度に抑制することは、いわゆる「サービス残業」を発生させたり、メンタルな面で職員にストレスを与えることにもなりかねないので、その防止に努めながら、業務の過程を分析して不要な事務作業を見直し、整理する、あるいは業務そのものを廃止するなど、思い切った事務量の削減に取り組み、時間外勤務が長時間に及ばないようにする必要があると思われる。

(2) 決裁日の記載について

起案用紙に決裁日、施行年月日の記載漏れが見受けられた。今後は、処務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。

(3) 補助金交付事務について

補助金交付事務については「鳥羽市補助金等交付規則」や各交付要綱に基づき、補助対象者への書類手続き等の周知・指導を徹底し、補助金等の額の確定に係る審査等の事務処理を適切に努められたい。

(4) 随意契約に係る契約手続について

普通地方公共団体の契約は、一般競争入札を原則とし、特定の要件に該当する場合に限り随意契約が可能であるとされているが、随意契約による方法とする根拠が十分に示されないまま契約されているものが散見された。随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り認められる例外的方法であることを十分認識し、その根拠を明示されたい。

「個 別 事 項」

水 道 課

【事務の執行について】

水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少など社会的な要因を考慮すれば経営の根幹をなす給水収益の大幅な増加は見込めない状況である。常に社会的動向などを注視するとともに現時点での良好な経営状況を生かして、中長期的な展望のもと適切な投資に努める必要がある。

下水道事業においては、令和5年度までの公営企業会計への移行を控えられているが、将来にわたり安定した下水道サービスを維持するため、既存の公営企業組織である水道事業と共通事務の一元化や経営ノウハウの共有などによる業務効率向上も視野に入れ計画的に進める必要がある。

1 指摘事項

(1) 契約事務の適正化について〔注意事項〕

水道料金システム専用紙印刷業務において、見積書に日付が記載されておらず、契約伺いと契約書の契約期間に相違があった。また、水道事業会計・料金システム保守業務委託においても、契約伺いに添付されている契約書（案）と、契約書の日付に相違があった。決裁点検時のチェック方法を工夫される等、適正な事務処理となるよう注意されたい。

2 所 見 特になし

消 防 本 部 ・ 署

【事務の執行について】

現庁舎の老朽化と南海トラフ地震等による津波浸水被害に備えるため、「鳥羽市消防庁舎建設基本計画」に基づき庁舎建設整備を進められており、平成30年度においてはヘリポート整備を含む消防庁舎用地造成を完了している。令和2年度の新消防庁舎完成に鑑み、今後の消防体制のあり方に関係各課等と協議を重ねるとともに、総合的な消防力の整備・充実を目指し、安心安全な消防体制の充実への検討を図られたい。

1 指摘事項 特になし

2 所 見

(1) 救急体制の充実強化について〔努力・要望事項〕

救急車は3台配備され、うち1台は非常用であるが、救急件数は増加傾向にあり、今

後も高齢化等に伴い救急需要の増加が見込まれる中、関係各課等と協議のうえ、総合的な救急体制の充実強化を望むものである。

市 民 課

【事務の執行について】

市民の自主的・主体的な取組を支援する事業、協働のための人材を育成するための事業などを実施し、市民の交流する場の創出や、人とのつながりと地域への関わりについて考える機会の提供などに取り組まれているが、今後も地域の活性化に向け、地域と連携を行い更なる協働推進に取り組むことが望まれる。

国民健康保険事業については、平成 30 年度から財政の県一元化が実施されたので、その影響を見きわめながら、引き続き市民の健康に寄与できるよう安定的な運営に努める必要がある。

1 指摘事項

(1) 委託契約業務の適正化について〔注意事項〕

健康づくりセミナー事業（アクアビクス）において、実施要領では、実績報告時にはアンケート調査についても報告することとなっているが、実施されていなかった。実施要領に基づき履行されるよう注意されたい。

2 所 見 特になし

環 境 課

【事務の執行について】

平成 30 年度末で答志島清掃センターの供用を廃止し、一般廃棄物処理については鳥羽志勢広域連合が運営するやまだエコセンターで行っているが、収集運搬については市の責任であり、特に離島などで支障がでないよう適切に行っていくよう要望する。

1 指摘事項

(1) 契約事務の適正化について〔注意事項〕

工事契約等において、変更施行伺の立案責任者印の漏れているものや、契約書履行期間と完成報告書の工期に相違が見受けられた。適正な事務処理となるよう注意されたい。

2 所 見 特になし

監査委員事務局

1 指摘事項 特になし

2 所 見

(1) 自己研鑽について〔努力・要望事項〕

監査制度の充実強化のため、地方自治法の改正にともない監査の専門性が求められることから、さらに研鑽を積みつつ実効性の高い監査に努められたい。

観 光 課

【事務の執行について】

平成 30 年度は、第二次鳥羽市観光基本計画に基づく前期アクションプログラムの終了年となることから、これまでの実績の事業評価等を踏まえた今後の施策を議論され新たな中期アクションプログラム（令和元年度～3 年度）が作られている。前期の事業実施の反省点を踏まえた新たなアクションプログラムに基づいて、実りある観光施策の実施に期待するものである。

事業運営においては、漁業と観光の連携事業において、「さわらのブランド化」について「答志島トロさわら宣言」を行い、各種メディアに取り上げられるとともに、魚価の低迷の改善や宿泊事業者への利用などにつながった。また、インバウンド対策事業については、これまで各種事業を実施し、外国人観光客は年々増加傾向にあることから、誘客促進と受け入れ環境の充実を図り観光産業の進展に努められたい。

1 指摘事項

(1) 補助金申請事務の適正化について〔是正・改善事項〕

観光地域ブランド確立支援事業補助金、外国人観光客誘致促進事業補助金において、実績報告書が提出されていなかった。また、エコツーリズム推進事業補助金、漁業と観光の連携促進事業補助金においては、事業経費が変更されているが、事業変更承認申請書が提出されていなかった。鳥羽市補助金等交付規則に基づき、補助対象者への周知・指導に努め、審査等の事務処理については適正に行われたい。

(2) 委託契約事務の適正化について〔注意事項〕

鳥羽駅前花歓迎空間日常管理業務において、設計書と業務委託請書に添付されている仕様書の記載内容に相違があった。また、ICT を活用した誘客促進事業委託、鳥羽市インバウンド対策事業委託においては、事業実績の報告はされているが、契約条項第 10 条に定める業務完了報告書が提出されていなかった。適正な事務処理となるよう注意されたい。

2 所 見 特になし

【事務の執行について】

重点施策事業として、良好な景観形成を図るための鳥羽市景観計画の策定に取り組まれているので、鳥羽らしい景観行政の基本を確立することが望まれる。

市営住宅入居者の退去に伴い空き部屋は増加傾向にあるなか、年4回の募集を行う一方、定住促進住宅として一時入居できるようにするなど多様な活用方法を検討しているが、不要になった住宅の解体、跡地の売却も含めて、その有効活用に引き続き努める必要がある。

1 指摘事項 特になし

2 所見

(1) 市営住宅使用料の徴収強化について〔努力・要望事項〕

市営住宅使用料の未収金については、電話や文書による催告や納付相談を実施し、滞納の解消に努められているが、負担の公平性を図るためにも、他市の事例も調査しながら、なお一層の徴収に努められたい。

【事務の執行について】

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等を背景に、地域共生社会の実現に向けた取組が進められてきている。地域共生社会推進事業として、厚生労働省の事業を活用しながら地域の課題を受け止め、全庁的に課題を解決するための体制を構築するため、ケース会議やネットワーク構築会議などを実施するなど、将来の課題を見据えた解決策を見出しつつあり、本取組が先進事例として成果を上げられるよう今後も引き続き努力されたい。

1 指摘事項

(1) 補助金申請事務の適正化について〔是正・改善事項〕

鳥羽市障害者互助会事業補助金において、実績報告書を確認したところ補助事業内容に変更があったが、事業変更承認申請書の提出がされていなかった。また、決算報告書の予算額と補助申請時に提出された予算書（案）の合計額が一致していないなど書類に整合を欠いていた。鳥羽市補助金等交付規則に基づき、補助対象者への周知・指導に努め、審査等の事務処理については適正に行われたい。

(2) 物品購入等契約事務の適正化について〔是正・改善事項〕

物品購入において、保育所用として合計10万円以上の消耗品を購入しているが、見積書は1者のみであった。随意契約による場合は2者以上のものから見積書を徴さなければならないとしていることから、1者のみの場合は選定理由を明記されたい。

また、備品購入における支出負担行為何票の綴りを確認したところ、納品書と見積書

の整理がされておらず日付の不備も見受けられた。適正な事務処理を徹底するとともに、再発防止に努められたい。

(3) 委託契約等事務の適正化について〔注意事項〕

委託契約等においては、指名競争入札における選定理由の記入漏れや、見積依頼書案の不備、契約伺いの起案が速やかにされていないものなどが見受けられた。契約の手順に沿った適正な事務処理となるよう注意されたい。

2 所 見

(1) 第2期鳥羽市子ども・子育て支援事業計画について〔努力・要望事項〕

平成30年度は、第2期鳥羽市子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケートを実施し、子育て中の世帯を取り巻く現状と課題を整理している。今後は、令和2年度からスタートする本計画の策定を行うとともに、本計画の実施により、鳥羽の子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現に努められたい。

農水商工課（農業委員会）

【事務の執行について】

獣害被害による農作物被害は市内で平成30年度推計1,000万円に達し、喫緊の課題として、ICTを用いた遠隔操作による捕獲システムの導入など対策に取り組まれている。被害額にあらわれない面でも、生産者の意欲を減退させるなど、深刻な悪影響を及ぼしているため、引き続き被害状況等の把握、効果的な防除・捕獲対策に努める必要がある。

また、市の水産振興拠点としての水産研究所の新設に取り組まれているので、多分野連携により地域の水産業等の活性化、地域生産力や地域経済の向上を目指し事業を推進されることが望まれる。

1 指摘事項

(1) 委託等契約事務の適正化について〔注意事項〕

坂手漁港機能保全事業に伴う地質調査業務委託において、事業名を坂手漁港機能保全工事に伴う地質調査業務委託と誤って記載されている書類が混在していた。

また、水産研究所卓上型人工気象器等購入においては、指名競争入札により3者を指名し入札しているが、業者選定理由が記載されていなかった。契約の手順に沿った適正な事務処理となるよう注意されたい。

2 所 見 特になし

会 計 課

【事務の執行について】

会計課は、法令等に則り、公金の審査支払・収納事務等、適正な事務執行に努められている。各課等への指導では、会計事務の適正化を図るため、会計規則に基づき適正な事務執行をされるよう努められたい。

1 指摘事項 特になし

2 所 見

(1) 会計事務の適正化について〔努力・要望事項〕

各課等より提出される伝票は依然としてミスが多く審査がスムーズにいかないとのことであった。組織内のチェック機能の充実を図り、適正な事務処理となるよう今後においても、よりきめ細かな指導に努められたい。

議 会 事 務 局

【事務の執行について】

議会改革においては、これまでの実績と共に毎年各議員の発想等により新たな取組が実施されている。このような中で、全国の市議会を対象とした議会改革度調査において上位の評価を得ている。今後事務方としても、ますますの議会活性化を下支えすることが期待される。

1 指摘事項 特になし

2 所 見

(1) より市民に開かれた議会を目指して〔努力・要望事項〕

市民団体等と議会との課題の共有を図るとしてTOBAミライトークの継続実施や新たに夏休み企画として小中学生を対象とした議会開放デーを実施しており、今後も更なる開かれた鳥羽市議会を目指して努力されたい。

税 務 課

【事務の執行について】

徴収事務の滞納繰越分の収納率は前年度から19.6ポイント向上し43.6%となった。また、全体市税収納率は前年度から3.2ポイント向上し94.6%となり、ここ数年の中で一番良い収納率となり、職員の努力がうかがえる。しかし、県内他市の状況と比較すると依然低い水準にあることから、今後も引き続き徴収強化取組を推進されたい。

1 指摘事項 特になし

2 所 見 特になし

定期船課

【事務の執行について】

定期航路事業の収支状況は、人口減少の影響による旅客収入の減少や船舶の維持経費の増加により厳しい状況が続いている。利便性の向上と安全性を図りつつ経営改善に向けた取組を引き続き進められたい。

1 指摘事項

(1) 契約事務の適正化について〔注意事項〕

修繕工事等において、施行伺には契約の執行方法を指名競争入札としているが、随意契約の手続きがされていたものが見受けられた。また、第二十七鳥羽丸上架修繕工事、主機関整備工事契約においては、契約書に添付されている設計書や工事写真帳などの関係書類の工期に誤りがあった。適正な事務処理を行うよう注意されたい。

2 所 見 特になし

教育委員会事務局

【事務の執行について】

学校施設については、施設数が多いことから維持管理や修繕、改修など学校環境整備の充実が山積するところである。その中で特に安心安全な施設管理に基づく大規模な施設改修については、詳細な調査・点検・分析を行い、効率的かつ計画的な施設等の改修を進められたい。また、廃校となった学校施設の有効活用については、教育委員会のみならず全庁的な課題であるが引き続き新たな活用方法について関係課等と協議を進められたい。

【総務課・学校教育課】

1 指摘事項

(1) 契約事務の適正化について〔注意事項〕

小中学校等遊具保守点検業務委託において、1 者のみの見積徴収により随意契約しているが、その根拠法規や理由は記載されていたものの、理由は不明確なものであった。随意契約は競争入札を原則とする例外的な契約方法であることから、とくに1者（特命随契）による場合は、明確な理由を明記されたい。また、学校受水槽及び高架水槽清掃管理業務において、指名競争入札により3者を指名しているが選定理由が記載されていなかった。鳥羽市内教育施設消防設備点検業務委託においては、入札指名通知書に入札

日時の記入がされておらず、ピアノの調律契約においても、見積依頼通知書に見積書提出期限が記入されていない。適正な事務処理を行われたい。

2 所 見

(1) 予算執行の時期の適正化について〔検討事項〕

学校施設の改修工事等において、予算は当初に確定されているので、より早い時期の執行が望まれる事業が見受けられた。年度当初に執行計画をたて、緊急度などを勘案して優先順位を明確にし、適時適切に予算執行を行うようにされたい。

(2) 寝屋子の島留学事業の推進について〔努力・要望事項〕

寝屋子の島留学事業については、答志中学校区をモデル地区とし離島留学の実施に向け、研修会の開催や、実施委員会との協議、打合せを行い、留学生を受け入れるためのPR活動を実施し成果を収めている。その成果は、地元関係者の熱意と事務局との連携が密になっていることによるものであり、今後もこの成果を離島振興のために他島も含めて継続的に努められたい。

【生涯学習課】

1 指摘事項

(1) 補助金申請事務の適正化について〔注意事項〕

文化財保存推進事業として、社会教育団体等補助金交付要綱に基づき補助金を交付しているが、実績報告書に添付されている領収書を確認したところ、氏名のみで住所の記載がないものが見受けられた。決算書の添付資料として領収書の提出を求めていることから、領収書の確認についても適正に行われたい。

2 所 見

(1) 市民体育館サブアリーナ管理運営体制について〔努力・要望事項〕

令和2年9月完成の市民体育館サブアリーナは、スポーツ機能に加えてホール機能も有することから、完成後の運営体制をしっかりと見つめて、これまで以上の利便性の向上と利用者の増加が図られるよう、より良い運営のあり方を検討されたい。

総務課（公平委員会）

【事務の執行について】

時間外勤務については、労働基準法の改正により、時間外勤務時間の上限が規制され、これまで以上に業務の見直しや効率化が求められている。長時間労働の是正を図るため、「みんなで体調（退庁）管理の日」実施など、時間外勤務縮小に向け取り組んでいるものの、恒常的な時間外の多い部署が存在している。時間外勤務の分析を行い勤務状態の把握に努められ、引き続き、職員の健康維持のために、時間外勤務時間の縮小や年休の取得促進など「働き方改革」を進められたい。

1 指摘事項 特になし

2 所 見

- (1) 地震対策推進事業（ブロック塀等の撤去に係る補助金）について〔努力・要望事項〕
平成30年6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀崩落事故を受け、ブロック塀等の撤去に係る補助金を新設したものの、市民の活用実績が少額となっているので今後更なる周知方法を図られたい。

選挙管理委員会

【事務の執行について】

選挙管理委員会は、選挙の管理執行にあたるほか、平時を含めて明るい選挙の推進に努められている。民主主義の根本を支える重要な職務であるので、事務体制も含めて引き続き努力されたい。

1 指摘事項 特になし

2 所 見

- (1) 投票率向上と公正な選挙の執行について〔努力・要望事項〕
市では投票率向上のため様々な啓発活動を実施されているが、今後においても投票率向上の取組を推進するとともに、公正な選挙の執行に努められたい。

企画財政課

【事務の執行について】

行政改革推進事業においては、事業が増加傾向にあるが、事業のスクラップ&ビルドのできる体制改善と評価基準等の策定を検討していくとのことである。長時間労働の是正や働き方改革が求められている中、関係各課等と連携し類似・関連事業との統合も含め、より効率的かつ効果的に行われるよう進められたい。

1 指摘事項 特になし

2 所 見

- (1) ふるさと納税について〔努力・要望事項〕
ふるさと納税による寄付金においては、返品品の制限により、前年度に比べ大幅な減少となっている。今後とも、「鳥羽ファン」の獲得と財源の確保に向け、柔軟な発想による創意工夫を凝らし、本市へのふるさと納税への促進に向けた取組をより積極的に進められたい。

(2) 移住定住施策による人口減対策の推進について〔努力・要望事項〕

移住定住対策は、平成 31 年 3 月末で 68 世帯 151 人の移住を達成しているとともに、地域おこし協力隊を含め、移住者が地域で活躍する様子や、地域コミュニティの活性化の様子が知られるようになり、移住者の受け入れに対する機運も地域で徐々に高まっている。全国的に取り組まれるなかで、今後ますますの努力を期待する。